

7/22 3・74

マイナ誤登録で別人に送金 厚労省が「注意喚起」

埼玉県所沢市でマイナンバーの誤登録により、医療・介護関連の給付費約5万7000円が別の公金受取口座に振り込まれた事案が発生したことを受け、厚生労働省は19日までに、ひも付け作業での注意喚起を求める通知を改めて地方自治体に出しました。マイナンバー制度を巡るトラブルでは、マ

イナンバーカード普及に向けた「マイナポイント」を別人に付与した例はありますが、デジタル庁によると実際現金が別人の公金受取口座に振り込まれた事案が発生したことを受け、マ

事例は所沢市が初めて。

誤登録されたのは、後期高齢者医療制度に加入する80代女性。医療や介護の自己負担が重くなり過ぎないよう

にする「高額介護負担療養費」の支給を申請した際、市からの通知で見知らぬ金融機関の情報が記載されていたためミスが発覚。市は14日に発表しました。

この女性と、誤って振り込んだ先の相手は同姓同名で生年月日が同じだった上、女性は市外に転出した後だつたため、市役所内に確認のデータがなく、住所のチェックも不十分だったといいます。